

# 三重県からのお知らせ

## ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含む安定器の保有に関する調査を実施しています

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、化学的に安定した性質を有していること、また、絶縁性が高いことから変圧器やコンデンサーなどの電気機器、照明器具の安定器などに利用されてきました。しかし、その後、人体への有害性が明らかとなったため、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、PCB廃棄物を処分期限内に処分すること、保管及び処分の状況を県に届け出ることなどが義務付けられました。

県内に存在するPCB廃棄物を処分期限内に適正かつ確実に処理するため、三重県内の未処理のPCBを含む電気機器の状況を把握することを目的に平成27年度より自家用電気工作物設置事業者を対象に掘り起こし調査を実施しています。

さらに蛍光灯などの照明器具に使用されている安定器には、PCBを含むものがあることから、建物の登記情報をもとに昭和52年3月以前に建てられた事業用建物の所有者のみなさまに対し、下記のとおりアンケート調査を実施しておりますのでお知らせします。

事業者のみなさまは、調査票が届いた際には、ご回答いただくとともにPCBを含有する電気機器等を保管又は使用していないか改めて確認をお願いします(倉庫の片づけなどで思わぬところから、発見される事例もよくありますので徹底した確認をお願いします)。

また、産業廃棄物処理業者のみなさまにおかれましては、古い電気機器等の処理の相談があった際には、PCBの有無の確認を必ず行ってください。もし、PCBが含まれている電気機器等であった場合は、PCB特別措置法に基づく届出や早期の適正な処理について助言をいただきますようお願いいたします。

記

### 1. アンケート調査内容

調査対象：昭和52年3月以前に建築された事業用の建物所有者  
(事業用建物は、工場、店舗、事務所、作業所、倉庫などを言います。)

調査項目：「所有している建物の建築時期や用途」、「照明器具の交換状況」、  
「PCBを含む安定器の有無」

調査方法：郵送によるアンケート調査

発送時期：平成30年11月

発送者：三重県PCB調査事務局

その他：本調査は、「株式会社東京商工リサーチ」に委託して実施しています。

### 2. アンケート調査票

調査票(表)

調査対象は、以下の所在地にある建物を所有し、あなたが三重県内で所有する全ての建物です。

※上記の所在地は、建物登記簿に記載してある情報のため、調査票には記載していません。

#### PCBを含む安定器の保有に関する調査票

～蛍光灯や水銀灯などの照明器具に関する調査です～

アンケートをご記入いただいている方について、お聞かせください。

記入内容について三重県や委託先の三重県PCB調査事務局(東京商工リサーチ)からご連絡させていただきます。必ずご回答者様のお名前、電話番号を記入してください。

なお、回答いただきました内容は、本調査の目的以外には使用しません。

記入年月日	平成 年 月 日
事業者名(個人名)	
(事業用)住所	
ご回答者様のお名前	電話番号

電気工事業者や専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等に相談した場合は、ご記入ください。

相談した電気工事業者、専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等	事業者名	住所	電話番号

ご回答者様のお名前

電話番号

問1. あなたが所有する建物の建築時期について教えてください。

昭和52(1977)年3月以前に建築された建物には、PCB(毒性のある有機物)が含まれた安定器が使用されている照明器具が設置されている可能性があります。下記の建物にご回答ください。

所有している建物の建築時期は昭和52年3月以前である。

本票の右上に調査対象の建物所在地を記載しています。(複数の物件をお持ちの方は、1つでも当てはまる回答に○を付けてください。)

当てはまる回答に○を付けてください。

【はい・いいえ(調査終了)】

【いいえ】を選択した方は、調査終了です。【はい】を選択した方は問2へ。

問2は裏面

調査票(裏)

問2. あなたが所有する建物の用途について教えてください。

昭和52(1977)年3月以前に建築された事業用の建物や、共同住宅(アパート・マンション等)の共用部分の照明器具には、PCB(毒性のある有機物)が含まれた安定器が使われている可能性があります。

問1で「はい」と回答した物件は事業用の建物か共同住宅である。

当てはまる回答に○を付けてください。(過去に事業を行っていた建物の場合や、アパート・マンション等の共同住宅の場合も「はい」に○を付けてください。)

【はい・いいえ(調査終了)】

(複数の物件をお持ちの方は、1つでも当てはまる回答に○を付けてください。)

【いいえ】を選択した方は、調査終了です。【はい】を選択した方は問3へ。

問3. 照明器具の交換状況について教えてください。

照明器具とは、蛍光灯ランプの他に下記に示すように安定器を含みます。

安定器

蛍光灯ランプ

点検可能な照明器具です。

問2で「はい」と回答した物件は、昭和52年4月以降に、全ての照明器具を交換し、処分している。

当てはまる回答に○を付けてください。(全て交換済みであっても保管している照明器具や安定器があれば「はい」に○を付けてください。)

【はい・いいえ(調査終了)・いいえ】

(複数の物件をお持ちの方は、1つでも当てはまる回答に○を付けてください。)

【はい】を選択した方は、調査終了です。【いいえ】を選択した方は問4へ。

問4. 安定器にPCBが含まれているかどうか教えてください。

問3で「いいえ」と回答した建物については、PCBが含まれている安定器が設置または保管されている可能性があります。問1の「資料2」安定器にPCBが含まれているかどうかを判断する方法を参考に必ず確認を行ってください。

安定器

照明器具のラベルまたは安定器の検査を確認。

PCBが含まれた安定器を設置または保管している。

当てはまる回答に○を付けてください。

【はい・いいえ(調査終了)】

調査終了です。ありがとうございました。

【お問い合わせ窓口】 三重県PCB調査事務局  
TEL 0120-106-222 (フリーダイヤル) 土日、休日、祝日を除く 8:30～17:15  
FAX 059-227-7363 tsu.br@tsr-net.co.jp  
締め切り：平成30年12月26日までに投函してください。

### 3. 回答方法

照明器具等の確認後、調査票に必要事項を記入し、郵送時に同封させていただいた返信用封筒(切手不要)で三重県庁廃棄物・リサイクル課にご返送ください。

### 4. その他

本調査については、三重県ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/pcbtyousa.htm>

(検索サイトにて「三重県 PCB 安定器調査」で検索)

#### 問合せ先

##### ①調査票の記入方法や照明器具の確認方法などについて

三重県PCB調査事務局 (株式会社東京商工リサーチ内)  
電話番号 0120-106-222 (フリーダイヤル)  
FAX番号 059-227-7363  
メールアドレス tsu.br@tsr-net.co.jp

※受付時間 8:30～17:15 (土曜、休日、祝日を除く)

##### ②PCBの危険性や処理の仕方など基本的なことについて

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団(環境省委託業務)  
電話番号 0120-907-033 (フリーダイヤル)

※受付時間 10:00～17:00 (土曜、休日、祝日を除く)

##### ③事務担当

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班  
電話番号 059-224-2475